

基本的な考え方

市民生活の安全安心を司る警察として、関係機関・団体と連携しつつ、安全確保の呼びかけや避難誘導、警戒活動等を行うことにより、地域住民の安全確保を最優先に対応していく。

平素の備え

- ・ 関係機関等との連絡・協力体制の構築。熊の出没等に関する情報提供を必要に応じて行う。
- ・ 熊被害事案への対処要領や役割分担について、関係機関等と認識の共有。
- ・ 関係機関等と連携して、緊急銃猟の実施を含む熊被害事案を想定した対処訓練を実施。
- ・ 警察官に対し、熊被害事案への対処に関する教養を実施。

熊の出没時の主な対応

- ・ 熊の出没に関する通報者の安全を確保し、状況に関する情報を詳細に聴取。
 - ・ 関係機関への速やかな情報共有と対処に向けた協力体制の確立。
 - ・ 更なる人身被害の防止に向けた地域住民への広報・情報発信。
- (現場での対応)
- ・ 地域住民の避難誘導、現場周辺に対する立入規制、警戒活動等による地域住民の安全確保。特に学校周辺等での出没時には、学校関係者と連携し、児童生徒の安全を確保。
 - ・ 被害者を確認した場合、関係機関やハンターと連携した被害者の搜索・救助。

警察官による熊駆除に向けた対応

- ・ 警察官がライフル銃を用いて人里に侵入してきた熊を駆除できるよう、特殊銃に関する国家公安委員会規則を改正したほか、当該規則施行後の着実な任務遂行のため、警察官に対する教養等を実施。
- ・ 特に熊の被害が大きい岩手県及び秋田県に他の都道府県警察から応援部隊を派遣し、熊の駆除を行う態勢を構築。
- ・ ライフル銃や防護用装備品等の装備資機材を整備。